

生産資材等価格高騰対策事業

生産資材高騰に苦しむ生産者を支援します！

J A ふじ伊豆では、河津町と連携して、農業資材機材の物価高騰により影響を受ける農業者の経営を支援するため、肥料や資材等への補助をします。

対象事業者（JA ふじ伊豆正組合員）

- ①JA ふじ伊豆の河津町在住の正組合員で、令和 7 年に農林産物の販売実績がある人
- ②上記①の正組合員が所属する河津町に住所を有する法人

補助金額（総額 600 万円）

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までで JA 購買で購入・代金決済した飼料・肥料・農薬・保温資材（ハウス用）・包装資材（出荷資材）・農業機械・その他生産資材を対象とする。

・補助額

購入費の 1/2 以内として 50,000 円を上限に補助する。

※補助額が予算に達した場合は、補助金額の一部又は全部を支払いができません。

例 1) 肥料 80,000 円 $\times 1/2 = 40,000$ 円 【補助額：40,000 円】

例 2) 出荷資材 200,000 円 $\times 1/2 = 100,000$ 円 【補助額：50,000 円（上限により）】

対象品目（肥料・飼料・農薬・保温資材・包装資材、農業機械、その他生産資材）

- ①施設園芸、果樹、露地野菜、わさび栽培等に要する肥料
- ②粗飼料、配合飼料
- ③施設園芸、わさび、野菜栽培等に係る出荷用資材
- ④施設園芸、わさび、野菜栽培等に係る農業機材

※上記の対象品目で他の行政機関による同様の趣旨・制度に基づく補助金を受給している場合は、その補助金としている品目は対象外です。（受給予定も含む）



裏面あり

補助金申請について

(申請受付期間：令和9年2月1日～令和9年2月19日)

次の書類を準備して、J Aふじ伊豆の下記の問い合わせ先へ申請してください。

○申請書様式

(各営農経済センター窓口のほか、町のホームページからもダウンロードできます。)

○販売実績がわかる書類

(JA からの販売明細書、確定申告書など)

○事業期間内の対象物品の購入実績がわかる書類

(領収書、明細書、請求書、購買品供給伝票 (JA) など)

問い合わせ先：河津町役場 産業振興課

電話 0558-34-1946

J Aふじ伊豆 河津桜支店

電話 0558-32-0303

J Aふじ伊豆 東伊豆営農経済センター

電話 0557-95-3614